

平成30年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成30年6月13日（水曜日）午後1時13分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

堀本孝雄	委員長	小倉利昭	副委員長
小金井勉	委員	北田宏彦	委員
前之園孝光	委員	佐久間久良	委員

---

出席説明員

財政課長	秋本勝則	財政課副課長	森川裕之
財政課主査 兼財政班長	茂田栄治		
税務課長	酒井  総	税務課副課長	飯高謙一
税務課主査 兼市民税班長	山本卓也		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	花沢  充
主任書記	安井  與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託）の審査について

- ・陳情第 6号 政府に地位協定の見直しを求めるための陳情
- ・陳情第 7号 選挙費用公費の不適切な支払いを防ぐために内容を公開してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・議案第 2号 平成30年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第 4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○小倉利昭副委員長 それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

(午後 1時13分)

---

◎委員長挨拶

○小倉利昭副委員長 最初に、委員長からご挨拶をお願いします。

○堀本孝雄委員長 皆さん、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情と議案がそれぞれ2件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○小倉利昭副委員長 ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○堀本孝雄委員長 傍聴の希望がありましたので、先ほど入っていただいたんですけども、協議会外の傍聴者がいたら入室をさせて、おりませんか。

(「おりませんでした」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 おりませんか、結構です。

---

◎陳情第6号 政府に地位協定の見直しを求めるための陳情

○堀本孝雄委員長 協議事項に入らせていただきます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

陳情第6号審査、それでは、陳情第6号 政府に地位協定の見直しを求めるための陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい、お願いします。

○北田宏彦委員 先ほども若干お話ししたんですけども、要はおっしゃられている何点かが、その日米地位協定によって日本の権利が侵されているというような趣旨のお話があったと

思うんですけれども、その中でやはり国際法上、駐留を認めている外国軍隊には日本の法律は適用されないというのが国際法上であって、ただし公務執行中にこれは限られていると。公務執行中以外の軍人、あるいはその家族、それらには日本の法令が適用されるということでございます。

また、政府はこれまでも日米地位協定については、その都度運用を見直して改善を図っているという対応でございますので、私はその政府の対応で注視していただけたかなと思います。

○堀本孝雄委員長 はい、どうぞ。ほかの方はございませんか。

(発言する者なし)

○堀本孝雄委員長 ないようですので、次に、討論ですが、希望者はありますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 討論なんですけど、先ほど北田委員のほうから、日米地位協定は見直さなくていいと。駐留米軍には特権が認められているというお話がありました。しかし、それ自身は私に言わせれば、いつの時代の話だということで、世界的な流れから言えば、ここに書いてあるとおり、ドイツ、イタリアでは治外法権的な不平等な地位協定は、もう見直しに入ってきていますし、ましてやこの地位協定によって日本人が不利益を被っているのは事実です。公務外であっても、米軍基地の中に逃げ込まれてしまえば、日本の警察権、そして捜査権は一切発揮できません。これは事実です。この間、米軍、あとはアメリカ軍の好意によって、要するに本当に好意によって、被告を裁判にかけられるということです。実質日本の裁判の法律によってではないということは、これは述べるまでもないことだと思います。

と同時に、この基地の問題で言えば、アメリカ国内と日本国内での基地の設置の仕方、その環境アセスの本当にひどさ、アメリカ基地では緩衝地帯をどのぐらい設けて、それでそこに生物はどういう生物がいて、どういう環境かということを徹底的な環境を調査するんです。だけれども、日本ではまさにすぐ隣に民家があるという状況がありますよね。こういう状況から言えば、アメリカ軍では植物だとか動物だとか保護するんだけど、日本人はですよ、その保護の以下だと。これこそ本当にひどい話でですね、こんな地位協定はとても認めることはできないと。ここに書いてあるとおり、その地位協定の改定は、これは見直しを進めるべきだというふうに私は主張し、この陳情は採択すべき陳情だということを述べて、私の討論とさせていただきます。

○堀本孝雄委員長 よろしいですか。

それでは、意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 お諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 少数、不採択。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で陳情第6号の審査を終わります。

---

◎陳情第7号 選挙費用公費の不適切な支払いを防ぐために内容を公開してもらうための陳情

○堀本孝雄委員長 次に、陳情第7号 選挙費用公費の不適切な支払いを防ぐために内容を公開してもらうための陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

北田委員。

○北田宏彦委員 今回、選挙公費の内容の公開を求めるという、そういうことなんですが、私基本的に選挙公費以外であっても透明性を確保するという事は非常に大事なことだと認識しております。そういう観点から、選挙管理委員会のほうにその内容の公開について確認してみました。したところが、既にその選挙公費についての要旨を市内3カ所に告示しているという回答がありました。そしてどの範囲まで公開しているのかという確認をしましたところ、年度内とかそのへんは公開、その告示の中には入っておらないようですけども、それを求める人がその部分の必要な部分の公開を求める人がいれば、請求が上げれば公開していくということでした。

そして、これまでその詳細な公開を求める住民がどれくらいいたのかというふうの確認しましたら、過去に1件あったというふう聞いております。今現在のこの公職選挙法を的確に運用して公開しているということで、それ以上でもないのかなというふう私思いましたので、特にどこまで公開を求めようとしているのか、ちょっとわからないけれども、

必要であれば公開をしているということですので、今の現状でよろしいのかなというふう  
に考えます。

○堀本孝雄委員長 小金井委員。

○小金井 勉委員 私も北田委員の今言ったお言葉に対しては、賛成の意味で述べますけれど  
も、この中で具体的に公開と書いてありますけれども、どういった内容を公開するのか、  
具体的にどういった内容というか、どういったインターネットで公開するのか、その公開  
内容ですよね。具体的な内容が見られません。今、北田委員がおっしゃったように、公費  
負担の場合は公開請求をすれば誰でも見られます。これが現状なんで、今、北田委員が言  
っていましたけれども、公開請求した人が1人だと。住民が求められるニーズというもの  
があまりないのかなとも思いますし、その公開の内容もよくわかりませんが、今の  
現状でもう全然問題がないんじゃないかなと。これは収支報告書におきましても、選挙終  
わってから多分何日か何カ月かちょっと忘れちゃったけれども、見られるようになっていま  
すよね、すぐに。特段これ以上のものはないと私も思います。

以上です。

○堀本孝雄委員長 今現在、特段不都合なあれはないということね。

○小金井 勉委員 はい。

○堀本孝雄委員長 ほかの方、何か意見ございませんか。

(「委員長、私から」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 はい。

○佐久間久良委員 私はまず最初に、これが公開を求めた方が過去に1人であろうと2人であ  
ろうと、それは当然求められれば包み隠さず公開するのが当然のことだろうとは思いますが。  
ただ、ここで内容の公開が必要になるなど、内容の内容が具体的ではなくて、どこまで公  
開するのかというのが私にはよくわかりません。例えば公費部分についてのみ公開するの  
か、それとも収支報告を含めた選挙費を全てにおいて公開するのか、そこまでそういう選  
挙費用というのは収支報告の報告までありますから、どこまで報告するのかというのが、  
それがよくわからない。

(発言する者あり)

○堀本孝雄委員長 傍聴者の方は静粛にしてください。

○佐久間久良委員 公費負担に関しても、どういう要するに具体的にどこまで書くのかと。例  
えばポスター代、全額要するに一括で書くのか、種類によって明細、詳細が書いていない。

要するにそこまでとれというふうなことも含めてここでは述べているのか含めてここでは述べているのかよくわからないということもあってですね。そういう中で今の段階で具体的にない部分では、ちょっとその中では賛成することはできないのかなというふうに私は思います。だからそういう意味も含めて、どこまで公開するのかと。そしてそこまでわかった段階で、これは論議したほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○堀本孝雄委員長 それでは、次に討論ですが、希望者はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 お諮りいたします。

陳情第7号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 ございません。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

以上で陳情第7号の審査を終わります。

○堀本孝雄委員長 5分間の休憩といたします。

(午後 1時28分)

(午後 1時33分)

○堀本孝雄委員長 会議を再開いたします。

---

◎議案第2号 平成30年度大網白里市一般会計補正予算

○堀本孝雄委員長 それでは、次に付託議案の審査を行います。

議案第2号 平成30年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○堀本孝雄委員長 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則財政課長 それでは、財政課です。職員の紹介をさせていただきます。

私、財政課長の秋本でございます。

私の右隣、副課長の森川でございます。

○森川裕之財政課副課長 よろしくお願いいたします。

○秋本勝則財政課長 私の左隣、財政班長の茂田でございます。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 よろしくお願いいたします。

○秋本勝則財政課長 よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただいて説明させていただきます。

それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

お配りしております6月補正予算案の概要をごらんいただきたいと思っております。

今回の一般会計補正予算案は、歳入歳出に9,208万2,000円を増額しようとするものです。

主な内容ですが、1項目めは（仮称）子育て交流センター整備事業に5,077万円を追加計上するものです。総事業費は4億7,620万4,000円を見込んでおりますが、事業期間が2年にわたることから、本年度分として5,077万円を補正し、残りの4億2,543万4,000円につきましては、債務負担行為の設定を行うものです。財源といたしましては、説明資料のとおり、総事業費に対し国庫補助金を1億4,100万円、県補助金を2,656万2,000円、市債を2億3,610万円を見込んでおります。

続いて、2項目めでございますが、コミュニティバス等運行事業に661万6,000円を追加計上するものです。今年の10月1日から白里地区におけます新たなコミュニティバスを導入するにあたり、所要額を計上するものでございます。運行事業者につきましては、公募の結果、市内の秋葉タクシー有限会社を候補者に選定いたしました。経費といたしましては、10月から来年3月までの6カ月分を計上しております。財源は全て一般財源となります。

3項目めは、土地改良事業に2,600万円を追加計上するものです。昨年度、基盤整備事業が完了いたしました小中川土地改良区に対しまして、流水対策の暗渠敷設費及び耕地面を整地するための農業機械購入について補助を行うものです。財源は全額県補助金となって



おります。

4項目めは、小学校施設整備事業に1,194万6,000円を追加計上するものです。当初予算で計上いたしました大綱小学校、瑞穂小学校に加え、今回白里小学校及び増穂小学校の空調設備実施設計の経費を追加し、今年度4校の実施設計を行おうとするものです。また、あわせまして、増穂小学校の受水槽交換工事に係る所要額を計上しております。

5項目めは、中学校施設整備事業に332万7,000円を追加計上するものです。白里中学校の校舎用水等の補修工事に係ります所要額を計上しております。

6項目めは、その他財源調整でございます。一般財源2,603万3,000円のうち、財政調整基金から1,838万6,000円、公共施設整備改修基金から764万7,000円を繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○堀本孝雄委員長 ただいま説明のありました議案第2号の内容について、ご質問等あればお願いいたします。

前之園委員。

○前之園孝光委員 2項目めのコミュニティバス等の運行事業なんですけれども、10月1日からやるということですので、よろしく願いしたいのと。これは来年度も継続すると思うんですけれども、そうすると来年度はどのぐらいになるんですか。

○堀本孝雄委員長 課長。

○秋本勝則財政課長 運行期間としましては、今年の10月1日から3年間の契約となっております。来年度以降の予算ということかと思っておりますけれども、今年度半年分で430万程度の運行費補助を見込んでおりますので、来年度は単純に2倍しますと860万程度、利用者が増えてくるということになれば、多少そこが下がってくるというような形になってくるかと思っております。

以上でございます。

○前之園孝光委員 ありがとうございます。

続きまして、3項目めの土地改良事業なんですけれども、2,600万円見込んでいますけれども、昨年度小中川の土地改良区が終わったと、基盤整備がですね。ということなんですけれども、これ大体何ヘクタールぐらいなんですか。

○堀本孝雄委員長 課長。

○秋本勝則財政課長 瑞穂基盤整備事業の面積は50.3ヘクタールとなっております。

○堀本孝雄委員長 よろしいですか。

副委員長。

○小倉利昭副委員長 私も土地改良事業の中で、この暗渠の敷設と耕地を整備するための農業機械の購入費を補助するとなっておりますけれども、その内訳といいますか、特に伺いたいのは、その機械のほうですね。耕地を整地するための農業機械というのは何台あるか、幾らなのか。

○堀本孝雄委員長 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、機械のほうなんですけれども、こちらにつきましては、アタッチメントでトラクターの後ろにつけるものを土地改良区のほうで購入をして、そこでそちらのほうで管理をしていただくということでございます。湧水工事の2,600万円の主な内訳なんですけれども、まず機械購入費で1,083万円、あと湧水処理の工事のほうで1,460万円ほど見込んでおりまして、その他工事のための設計等も含めて2,600万円という形になっております。

○堀本孝雄委員長 よろしいですか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私のほうはいくつかあるんですが、まず一つずつ聞いていきたいんですけども、1の子育て支援センターなんですけど、これ建設面積が建物の面積が何か前より若干小さくなったようにも感じるんですが、それは変わっていないのかどうか、ちょっともし今の段階でわかれば教えてほしいのと。

あともう一つ、これ予算にかかわる問題として、この間例えばスマートインターチェンジにしたって、当初予算よりもかなり大きく莫大に膨らんでいると。今労賃だとか資材費が高くなっていて、今後これがはね上がる可能性だって出てくるだろうというふうに思います。そうなったときに、前回私増穂の子育て交流センター、支援センターでしたっけ、は予算が足りなくなって小さくしましたよね、結果的に。そういうことは起こるのかどうか。その点まず最初にお聞かせください。

○堀本孝雄委員長 はい、秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、子育て交流センターの建物の部分の面積ですけれども、昨年度P P Pで想定した面積と同じでございます。1,200平米は変わりません。

それと事業費のほうにつきましては、今回公募をして4億7,600万という、その上限額の

中で公募をしておりますので、その中で提案ということを受けたわけですので、金額が大幅に増額するとか、また減額するとか、減額はあると思いますけれども、増加するということはないというふうに思っております。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 要するにだから減額するとか大幅に増加することはないと。計画そのものも当初の計画どおりに進むであろうという、あくまでも市の要望というか思いもあるのかなというふうに思うんですが、ぜひこれは大切な事業なんで進めてほしいということとあわせて、子育て交流センターがプロポーザル方式でしたっけ、でやるということで民間主導でやるということなんですが、やはりこれ安かろう悪かろうじゃ、とてもじゃないけれども、大切な子どもたちが通うところですからね。これはしっかりと安全性を確保しながら、これは進めていただきたいと、これは強く要望いたします。

2番目のコミュニティバスなんですが、これが秋葉タクシーが運行するというお話でした。全協のときにいろいろな何コースかご説明されたんですけども、それ以外のことの変更というのは考えているのかどうかというのが、まず1点。

そして利用者の声をどれだけ聞いたのか。予算の規模がまた変更等がもしできるのであれば、予算の変更等もあるのかどうか、そこはお聞かせください。

○堀本孝雄委員長 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 既に公募は公告に基づいて2社の公募の中から秋葉タクシーを選定してございますので、この中でまた金額が変わるとかということはございません。

それとルートを選定等にあたりましては、企画課のほうが所管しております委員会等での意見を聞いて、また地区の方々の意見を聞いた上で、試走等もした中で決めているというふうに伺っております。

あとルートのほうにつきましては、あくまでも今回の公告に出ているものは基準ルートということでございますので、今後所管課と秋葉タクシー事業者のほうで調整をして本決定になろうかというふうに思います。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 そうしたらですね、住民の声はどこに反映されるのかなというのが。例えば、ルート設定はその担当課と秋葉タクシーの中で決めるという、今そういうふうに私聞こえたんですが、その中で住民の声をどうやって反映させるのか。例えば住民の声の中で、例えばこの中では8本と、8便と書いてあるし、ある一定のやつはもう既成事実として、

このコースだというふうにもなってしまった中で変更が、その中での変更でしかないのか。それとももっと大幅な変更ができるのかどうかも含め声が出てくるわけじゃないですか。当然にこれから声を聞いていった中で。それはどうするのかと。それがいま一つわからないんですが。

○堀本孝雄委員長 はい。

○秋本勝則財政課長 先ほど言いましたけれども、既に公告以前の段階で市民の声として、委員会等を通じてルート決定をしているということをもっと申し上げたいと思います。その中で今回3年間の運行ということで選定をしておりますので、今後例えば3年間の運行の中で、また見直し等の必要性があれば、それは検討することは出てくるかとは思いますが、現時点において増額するとか、そういうことは基本的にはこの3年間の中は、この公告に基づいてやっていくものというふうに認識しております。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 やはりこれは利用する市民の声が、市民として大切な事業ですので、これは市民の声を積極的に受けとめてほしいということですね。要するに利益優先でやってしまったら、これはまた失敗する結果につながりかねないので、これはやはりいろいろ検討をしていただきたいと思います。

それとあともう一つ、最後になんですが、中学校の施設の関係でお伺いしたいんですが、やはり今日の質疑の中でも明らかになったというか、やはり高いと。この値段はちょっと高いんじゃないかという声があるんですが、やはりなかなか選定業者そのものが少なかったりだとか、業者そのものが少なかったりだとか、あとガスになってしまったりだとかいうのはあるにしても、これちょっと私のほうからは要望とするんですが、これ決まったからこれだけ全額出すんだという話ではなくて、これやはり私はやっぱり求めてはいるんですけども、早急にやって求めてはいるんですが、やはりそれはある程度市の財政そのものは限りあるというのは、皆さんの一致した声だと思いますので、これはぜひとも安くなるように努力はしていただきたいと、それは一応。

○堀本孝雄委員長 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 あくまでも今後工事をしていく上での実施設計をこれからやろうということであって、その金額をもう決めたものではございませんし、皆様方に確かに調査段階での概算で経費はお示しをしてございますが、それがイコール工事費になるかという点、それはまた今後の実施設計によって変わってくるものでございます。そのための実施設計

をこれからしていくと。その適正規模または熱の負荷率とか、そういうものもその実施設計の中で現場の教室の状況とかを見て、最適なものを選んでいくという形になっておりますので、既にもう負担額が決まっているとか、そういうことではないということで。

○堀本孝雄委員長 はい。

○佐久間久良委員 これは要望なんですが、私どもが今回の3月議会の中で、本当に小学校は一気にやっていただきたいという要望を出しました。ちょっとなかなかそこまでは要望が通ったわけではないんですが、ただできることであれば、1校でも2校でも、これは次年度に回さずに、今できるのであれば、これは補正予算を組んででも、さらに補正予算組んでも進められれば進めていただきたいということを要望して、これは積極的に補正予算組んでいただければ、私賛成いたしますんでね、ぜひともやっていただきたいということを要望して、私は終わります。ありがとうございました。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

私から、1番の子育て交流センター、私これ非常にいいことだなと思うんですけども、このみどりが丘の市有地につくるときには、当初1丁目1番と言ったらおかしいんですけども、優先事項として産婦人科誘致というあれが一番大きな問題だと思った。商業施設とはまた別にあったと思うんですけども、今後そういうこの中の事業は考えていくのかということが1点なんです。

それと2番目のコミュニティバスなんですけれども、これ入札も終わって業者も決まったということなんですけれども、路線についてもやっぱり認可事項というのがあると思うんですけども、これはもうめどがついているんですか。いわゆるそういう入札案件のときには。この2点、ちょっとお願いします。

はい。

○秋本勝則財政課長 まず、子育て交流センターを含めた市有地への産科の誘致ということだと思うんですけども、ご承知のとおり、昨年度、産科を含めた中で子育て交流センターも含めた複合的な開発をということで進めてまいりましたけれども、そちらについては残念ながら業者が決まらなかったということで、今回は優先的にまず学童保育の教室が足りなくなるということもありましたので、子育て交流センターを先に整備をします。まだ余剰地ございますので、そこについての産科ですとか、または小児科施設等については、今後のまた検討ということで。

○堀本孝雄委員長 次にあると。

○秋本勝則財政課長 はい、そういう形で検討してまいりたいというふうに思っております。

コミュニティバスのルートにつきましては、既に公告の中で皆様方にもお渡しをした基準ルートというものがございますので、そこを基準にまず業者とルートの決定をした上で、その決定をもって陸運局のほうへ認可申請をしていくという形になります。ですから、10月1日には間に合うような形で事務手続のほうを進めていくという形で、スケジュール的に5月に公募したという形になっておりますので、今後準備のほうは順次進めていくという形になってございます。

○堀本孝雄委員長 その認可申請については何か障害、今のところ懸念事項とか障害事項とか何かございますか。別に今のところ住民ニーズ含めて十分対応できるというようなこと。

お願いします。

○秋本勝則財政課長 所管課のほうも現在、秋葉タクシーのほうとの契約をまず今進めているところでございますので、これからいろいろな調整に入ってくる段階でございますので、まだ現時点で所管課のほうからは、そういうようなことはちょっと伺っていないというのが状況でございます。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 そのほかないようですので、それでは、財政課の皆様、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。どうもありがとうございました。

(財政課 退室)

---

◎議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○堀本孝雄委員長 次に、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○堀本孝雄委員長 税務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託になった議案についての審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員を紹介していただき、続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

○酒井 総務課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

飯高副課長です。

○飯高謙一 税務課副課長 よろしく申し上げます。

○酒井 総務課長 市民税班長の山本でございます。

○山本卓也 税務課主査兼市民税班長 よろしく申し上げます。

○酒井 総務課長 税務課長の酒井です。よろしく申し上げます。

○堀本孝雄 委員長 座って結構です。

○酒井 総務課長 それでは、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明資料の1ページをごらんください。

はじめに、1、改正の趣旨でございますが、税制改正の折り、地方税法等の一部を改正する政令が平成30年3月1日に公布、4月1日に施行されました。

また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が4月1日に施行されることに伴い、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、下の2、改正の概要に移らせていただきます。

(1) 税制改正に伴う改正について。

①課税限度額の引き上げでございますが、被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額を現行の54万円から4万円増の58万円に見直そうとするものでございます。

夫婦子ども2人の4人世帯の場合ですと、現行の限度額を54万円に到達する所得は773万円、これを給与収入にしますと、およそ1,000万から1,100万円となります。

それから、改正後の限度額58万円に到達する所得は840万円で、これを給与収入にいたしますと、およそ1,060万円から1,200万円弱となります。

それから、後期高齢者支援金分及び介護分は変更がございませんので、限度額の合計は現行89万円から4万円増の93万円となります。

この改正による影響でございますけれども、下の表に影響する世帯数と金額がございます。平成29年度のデータで試算いたしますと、医療分の現行の限度額を超過している世帯数は102世帯、加入世帯数に対する該当世帯の割合は1.2パーセント、改正後の限度額を超過する世帯数は87世帯、該当率は1パーセントとなり、国保税課税額の増加額は376万円を見込んでございます。

続いて、資料の2ページをごらんください。

②低所得者に係る軽減措置の拡充でございます。

国民健康保険税には、保険税の負担能力が低い被保険者を救済するため、前年の世帯所得が一定額以下の場合には、均等割額と平等割額を7割、5割、2割軽減する措置がございます。

今回の改正案では、経済動向等を踏まえ、このうち5割軽減と2割軽減について軽減判定所得の基準額を引き上げようとするものでございます。具体的には表にございますように、国保加入者数に乘じる基準額、5割軽減は現行27万円から5,000円増の27万5,000円に、2割軽減は現行49万円から1万円増の50万円に改正しようとするものでございます。

この改正による影響でございますが、平成29年度のデータで試算いたしますと、5割軽減は現行の415世帯から6世帯増の421世帯となります。この6世帯は2割軽減から5割軽減に軽減率が増えた世帯でございます。

次の2割軽減は現行1,725世帯から45世帯増の1,770世帯となります。この改正により新たに2割軽減の対象となる世帯は51世帯でございますが、2割軽減から5割軽減に軽減率が増えた世帯が6世帯あるため、差し引き45世帯の増となったものでございます。

軽減額については現行の1億6,827万8,000円から、改正後は112万9,000円増の1億6,940万7,000円となり、国保税額としては112万9,000円の減額となります。

続いて、資料の3ページをごらんください。

(2) 広域化に伴う平成30年度国民健康保険税の改正について説明させていただきます。

新たな制度では、県は市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は県が決定する国民健康保険事業納付金を納付するため、県から示される市町村ごとの標準保険料率をもとに税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなります。

このたびの条例改正は、今申し上げました新たな制度への交付前、県から示された平成30年度の市町村ごとの事業費を含むと、標準保険料率をもとに保険税率の改定を行おうとするものでございます。



次に、改正の内容でございますが、表をごらんください。

左から区分、現行税率、県算定の標準保険料率、改正案、現行と改正案の比較がございます。改正案は県算定の標準保険料率を端数処理したものでございます。

はじめに、医療分ですが、所得割は現行7.7パーセント、改正案が6パーセント、比較で1.7パーセント減、均等割は現行2万7,000円、改正案1万9,000円、比較8,000円の減、平等割は現行2万8,000円、改正案2万円、比較8,000円の減。

続いて、支援分ですが、所得割は現行1.7パーセント、改正案2.5パーセント、比較0.8パーセント増、均等割は現行1万2,000円、改正案1万5,500円、比較3,500円の増。

続いて、介護分、所得割は現行1.7パーセント、改正案2.1パーセント、比較0.4パーセント増、均等割は現行1万3,000円、改正案1万4,000円、比較1,000円の増でございます。

この改正による影響でございますが、平成30年3月末現在の被保険者数と世帯数をもとに、平成31年3月末現在の被保険者数と世帯数を推計し、平成29年度のデータを用いて保険税を試算いたしますと、1人当たり保険税は現行税率では10万5,294円、改正案では9万3,692円で、1万1,602円の減額となります。

なお、この改定により歳入不足が生じた場合は、国保財政調整基金を取り崩して充当する予定でございます。

続いて、資料の4ページをごらんください。

所得別の影響でございます。

世帯所得が700万円台までの方、世帯の構成率申し上げますと、98.3パーセント、大部分の方でございますが、税率見直しの折り、減額となります。

次に、世帯所得が800万円台から900万円台の方、世帯構成率が0.8パーセントで、ごく少数の方ですが、税率の見直しにより増額となります。

次に、世帯所得が1,000万円台を超える方、世帯構成率で0.9パーセント、こちらも少数の方ですが、限度額の見直しにより増額となります。

次に、(3) その他でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税額の規定等について所要の改正を行うものでございます。

続いて、3の施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成30年度分から適用するものでございます。

最後に、本改正にかかわる周知でございますけれども、本案をご承認いただきましたら、市広報、ホームページのほか納税通知書にチラシを同封する予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○堀本孝雄委員長 ただいま説明がありました議案第4号の内容について、ご質問等あればお願いいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私のほうから基本的には一般質問の中でいろいろとお聞きいたしましたので、ないというか、かなりあるんですけども、この議案に関係するものではなくてしまう部分もあると思うので、(2)の広域化に伴う平成30年度、国民健康保険税の改正についてということですが、ここにも書いてあるとおり、県が示した数値をそのまま仕入れたというふうに書いてあるとおりで、県が示した数値をそのまま仕入れたというふうに書いてあるとおりで、あるならば、私前一般質問の中でも保険者協力支援制度というのがあって、国がいろいろ査定していくんだと。その査定基準によって、この部分は削るんだとか、付加するんだということは決めていってということですね、要するに国が採点して、その成績のよしあしで国保税の給付金だとかを決めていくという制度があります。そういう中で、国保税赤字になればなるほど、この支援制度が働いちゃって、かなり財政が逼迫するということも考えられるんですが、そうなった場合、今回いろんな軽減措置だとか、すみません、ちょっとあっちこっち飛んじやうんで申しわけないですけども、このような金額になったんだけれども、次年度以降は一応基本的には6年が1期として決めていくというふうにはなっているんですが、ただ標準保険料率は毎年示されるようになると思うので、これが一気に上がった場合は、市としてはどういう考えを持っているのか、そこらへんをちょっとお伺いしたいんですが。

○堀本孝雄委員長 わかりますか。

○酒井 総務課長 制度のいろいろなご質問、多岐にわたるご質問だと思うんですが、ご承知のように本市の場合、課税部門と事業を運営している部分というのが分かれておりまして、私どものほうでお答えするのも難しい部分があるんですけども、基本的には委員が先ほどおっしゃられたように、県の運営方針が6年ということでございます。たしか中間年の見直しということもうたってございますので、県のほうでそうした中で見直しをされていくのかなというふうには思っておりますけれども、あとは財源に関しましては、先ほどの不足した場合のこともご説明させていただきましたけれども、場合によっては基金等の活用ということもあるというふうに思っております。

以上です。



して1日も早く全小・中学校にエアコンの設置をお願いしたいと、補正予算をどんどん組んでくれということを要望して、私の討論といたします。

以上です。

○堀本孝雄委員長　ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○堀本孝雄委員長　それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○堀本孝雄委員長　賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号　大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員　実は先ほども述べたんですが、標準保険料率は県が毎年示すことになっております。と同時に、保険者協力支援制度というのがあって、国が県や市町村を採点して、それによって支援金を決めていくという仕組みづくりもされております。そうした中で、国保税が上がる可能性は今後否定できない状況にあると思います。そういうときに、市が率先して法定外繰り入れも含めて、ぜひともこれは取り組んでいただき、国保税の引き上げにつながるようなことはぜひないようにしていただきたいと、そのことを強くお願いすると。そういうのを強くお願いしたいということを述べて討論とします。また詳しいことは本会議でやります。

○堀本孝雄委員長　ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○堀本孝雄委員長　それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○堀本孝雄委員長　賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

その他ですが、何かございますか。

なければ、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○小倉利昭副委員長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時16分)